

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（携帯電話機等を媒体とした I C カード乗車券の追加等に伴う改正）

現行		改正	
(前略)		(前略)	
<p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。)については、第21条第1項、第22条第1項第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>		<p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号に規定するICカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第8条第3項、同条第4項、第15条及び第17条の規定は準用しません。</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。)については、第21条第1項、第22条第1項第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	
別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社(中略) 富士急行株式会社、東京モノレール株式会社(中略) 函館市企業局、九州旅客鉄道株式会社(以下略)	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社(中略) 富士急行株式会社、 <u>沖縄都市モノレール</u> 、東京モノレール株式会社(中略) 函館市企業局、 <u>松浦鉄道株式会社</u> 、 <u>長崎電気軌道株式会社</u> 、九州旅客鉄道株式会社(以下略)
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社(中略) 川崎鶴見臨港バス株式会社、関東鉄道株式会社(中略) 阪東自動車株式会社、西東京バス株式会社(中略) ことடன்バス株式会社、西日本鉄道株式会社(中略) 祐徳自動車株式会社、九州産交バス株式会社(中略) 熊本都市バス株式会社	バス事業者	<u>イーグルバス株式会社</u> 、伊豆箱根バス株式会社(中略) 川崎鶴見臨港バス株式会社、 <u>関越交通株式会社</u> 、関東鉄道株式会社(中略) 阪東自動車株式会社、 <u>東洋バス株式会社</u> 、 <u>千葉シーサイドバス株式会社</u> 、西東京バス株式会社(中略) ことடன்バス株式会社、 <u>江田島バス株式会社</u> 、西日本鉄道株式会社(中略) 祐徳自動車株式会社、 <u>九州急行バス株式会社</u> 、九州産交バス株式会社(中略) 熊本都市バス株式会社、 <u>長崎自動車株式会社</u> 、 <u>さいかい交通</u>

現行		改正	
			株式会社

附則

この通達は、令和2年3月18日から施行する。ただし、第46条第7項に係る改正は令和元年9月1日から適用、長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社に係る改正は令和2年1月16日から適用、沖縄都市モノレール株式会社及び江田島バス株式会社に係る改正は令和2年1月31日から適用、イーグルバス株式会社、関越交通株式会社、東洋バス株式会社及び千葉シーサイドバス株式会社に係る改正は令和2年2月1日から適用、松浦鉄道株式会社に係る改正は令和2年3月1日から施行、長崎電気軌道株式会社に係る改正は令和2年3月22日から施行並びに九州急行バス株式会社に係る改正は令和2年3月27日から施行する。